

仙台市バリアフリー基本構想
地区別構想（北仙台地区）
中間案

平成27年11月

仙 台 市

目 次

1. 仙台市バリアフリー基本構想について	1
(1) 基本構想策定の趣旨	1
(2) 基本構想の構成と地区別構想の位置づけ	2
2. 北仙台地区の概況	4
(1) 人口等の概況	4
(2) 公共交通機関の状況	6
(3) 歩行者・自転車の状況	8
(4) バリアフリー化の整備状況	9
3. 北仙台地区における課題の整理	11
4. バリアフリー化の基本方針	12
(1) 基本理念と基本方針	12
(2) 目標年次	14
5. 重点整備地区と生活関連経路の設定	15
(1) 重点整備地区の区域の設定	15
(2) 生活関連経路の設定	15
(3) 北仙台地区の重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路	17
6. 特定事業の内容	19
(1) 公共交通特定事業	20
(2) 道路特定事業	21
(3) 路外駐車場特定事業	22
(4) 建築物特定事業	22
(5) 交通安全特定事業	23

1. 仙台市バリアフリー基本構想について

(1) 基本構想策定の趣旨

①背景

わが国では、本格的な高齢社会の到来や、障害者が障害のない人と同じように生活を送り活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透、さらにだれもが自由に行動し快適に楽しめるまちの実現を目指すユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭においた環境づくりが進められてきました。

このような背景の中、平成6年に不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者が使う建築物のバリアフリー化を進めるために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という）が制定されました。

また、平成12年には、駅等公共交通機関を中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）が制定されました。

②本市のこれまでの取組み

本市のこれまでの取組みとしては、交通バリアフリー法に基づいて、平成15年3月に「仙台市交通バリアフリー基本構想（全体構想）」と「仙台駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を、また平成16年3月に「仙台都心地区交通バリアフリー基本構想」を、平成17年3月に「泉中央・長町地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、目標年次の平成22年に向けてバリアフリー整備を進めてきました。

③バリアフリー新法の制定

そのような中、平成18年6月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という）が公布され、同年12月から施行されたところです。

(2) 基本構想の構成と地区別構想の位置づけ

仙台市バリアフリー基本構想は、仙台市全体としてバリアフリーの実現に向けた基本的な方針及び重点的に整備を進めるべき地区の候補地やその優先順位等をまとめた「全体構想」と、法に基づき重点整備地区の範囲並びに生活関連経路を定めた地区別の「地区別構想」で構成します。

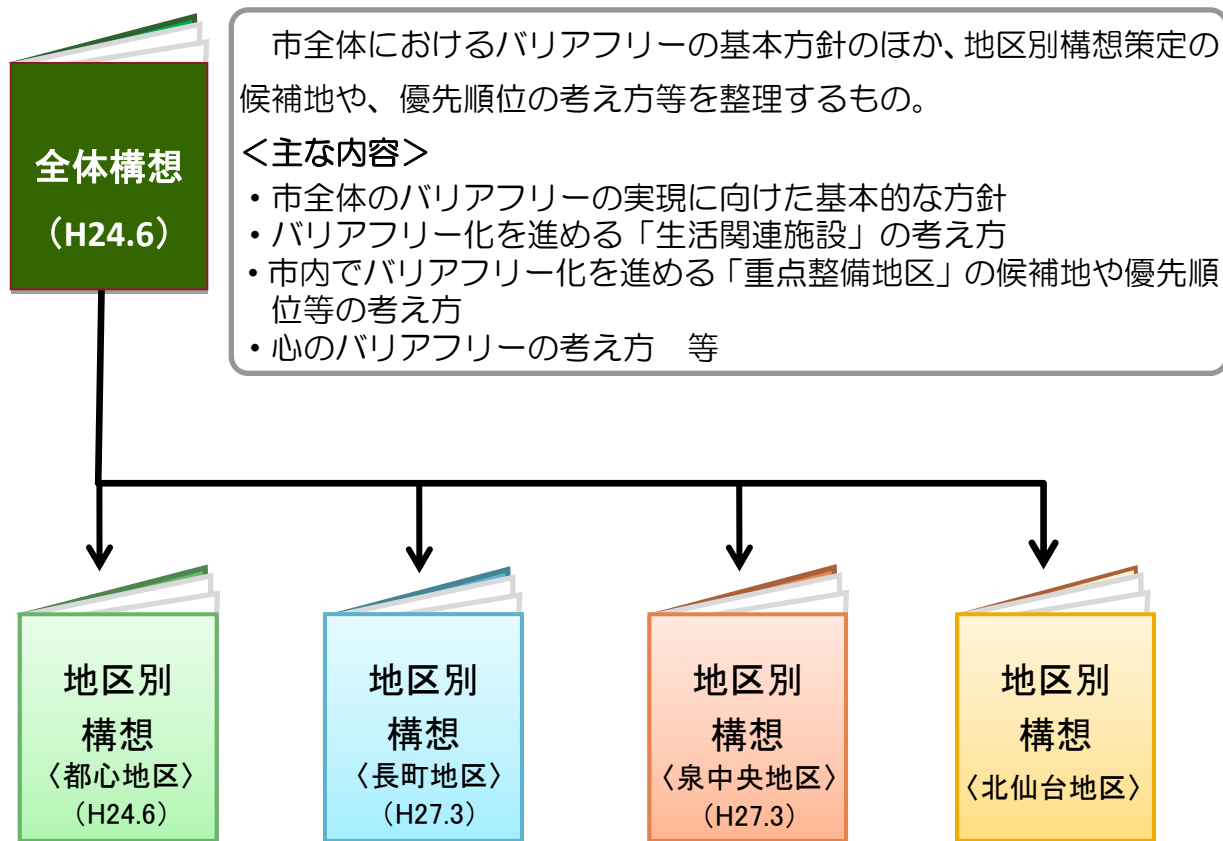
「全体構想」は平成24年6月にすでに策定しています。また、あわせてJR仙台駅・あおば通駅、地下鉄南北線北四番丁駅～五橋駅、地下鉄東西線大町西公園～宮城野通駅の周辺地区を〈都心地区〉として「地区別構想」を策定しました。

また、平成27年3月には仙台都市圏の南北の広域拠点・交通拠点である地下鉄南北線泉中央駅周辺地区を〈泉中央地区〉として、さらにJR長町駅、地下鉄南北線長町一丁目駅～長町南駅周辺地区を〈長町地区〉として「地区別構想」を策定しました。

本基本構想は、北仙台地区について、全体構想に定めた整備の優先順位等を踏まえ、「地区別構想」の一つとして策定するものです。

仙台市バリアフリー基本構想

本市では、市全体の考え方を整理する「全体構想」と、個別の地区ごとに整備内容を位置付ける「地区別構想」を策定し、これらを総称して「仙台市バリアフリー基本構想」と位置付けます。



全体構想の考え方に基づき、個別の地区（徒歩圏）ごとに、整備すべきエリアや施設等を位置づけるもの。

<主な内容>

- ・個別地区におけるバリアフリーの実現に向けた基本的な方針
- ・「重点整備地区」のエリア
- ・バリアフリー化を進める「生活関連経路」および「生活関連施設」
- ・「特定事業」等

特定事業計画

地区別構想に基づき、各施設管理者は特定事業計画を策定し、それに基づいて計画的な施設整備を実施します。

公共交通
特定事業

道路
特定事業

都市公園
特定事業

交通安全
特定事業

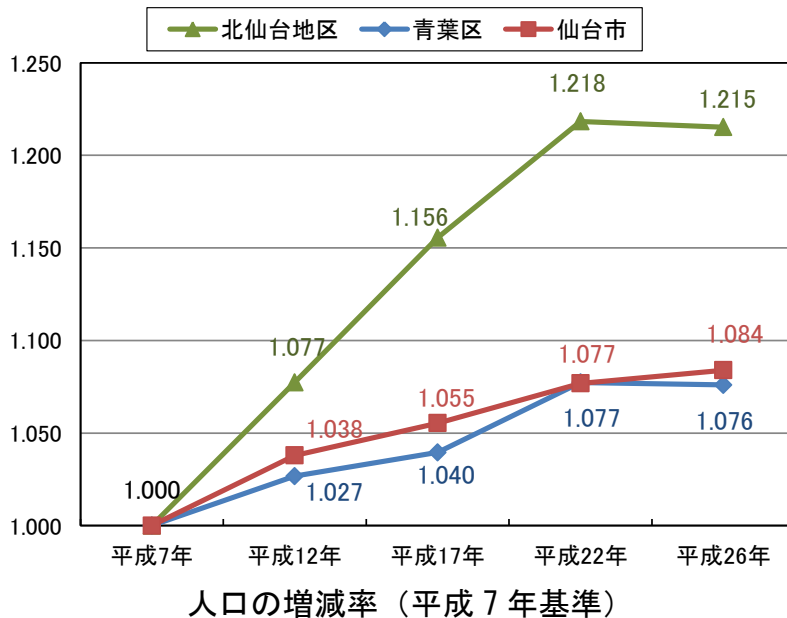
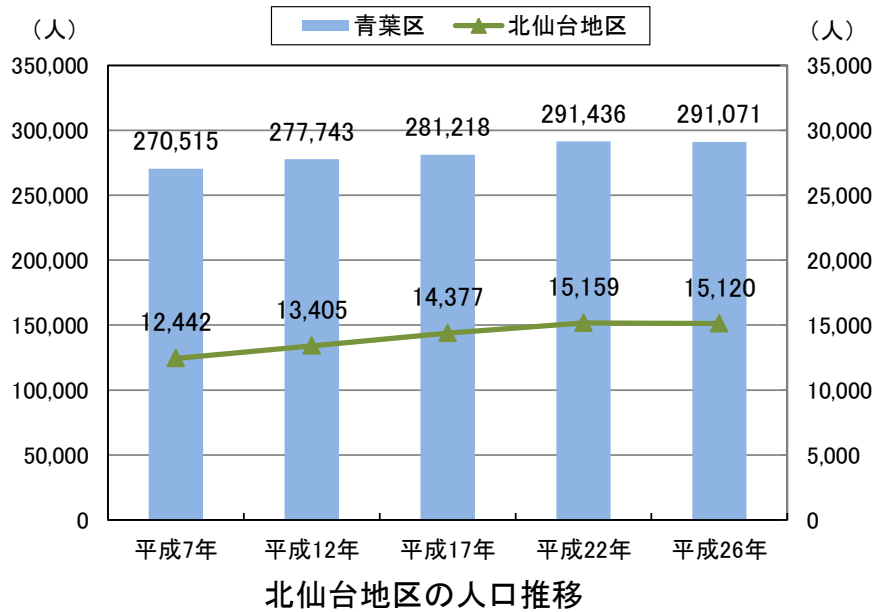
など

2. 北仙台地区の概況

(1) 人口等の概況

①人口推移

平成7年度以降、北仙台地区の人口は全市、青葉区全体を上回る割合で増加しています。

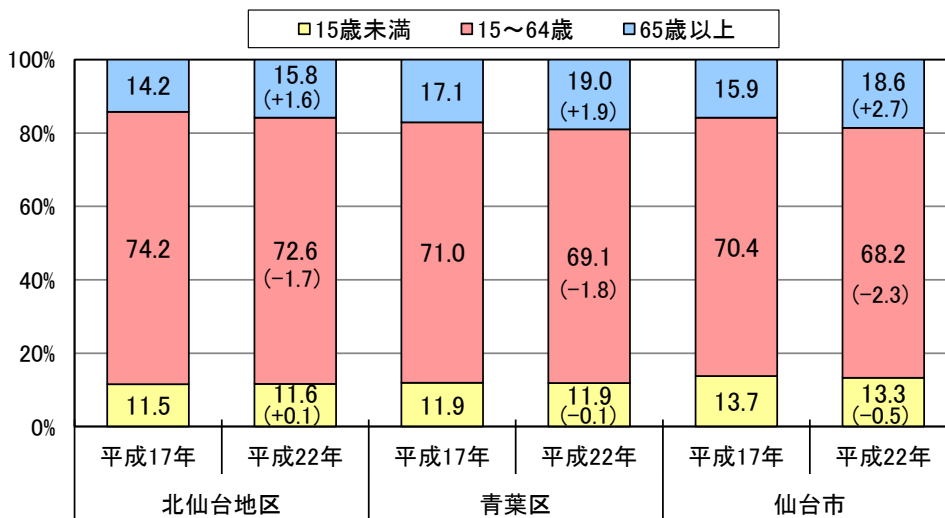


資料：国勢調査
住民基本台帳(H26.10)

※ここでの「北仙台地区」は、国勢調査の小地域集計における「堤町1・2丁目、葉山町、青葉町、昭和町、通町2丁目、上杉2・6丁目、堤通雨宮町」としています。

②高齢者の状況

北仙台地区における65歳以上の人口の割合は増加傾向にあります。青葉区や全市に比べて低い水準です。



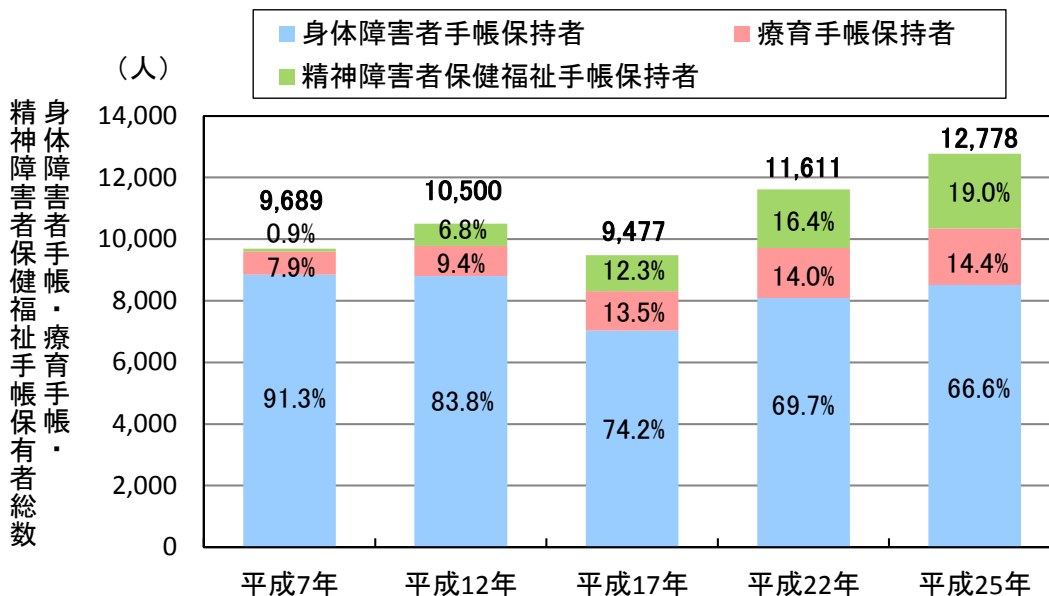
北仙台地区の年齢3区分構成

資料：国勢調査

※ここでの「北仙台地区」は、国勢調査の小地域集計における「堤町1・2丁目、葉山町、青葉町、昭和町、通町2丁目、上杉2・6丁目、堤通雨宮町」としています。

③障害者等の状況

青葉区の身体障害者手帳保持者、療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者の総数は、平成17年以降増加傾向にあります。



青葉区の障害者の状況

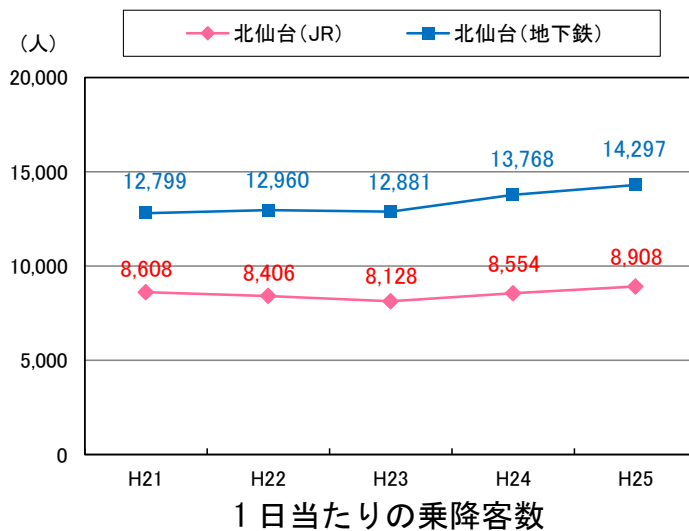
資料：健康福祉局事業概要

(2) 公共交通機関の状況

北仙台地区は、地下鉄南北線北仙台駅とJR仙山線北仙台駅を有しています。

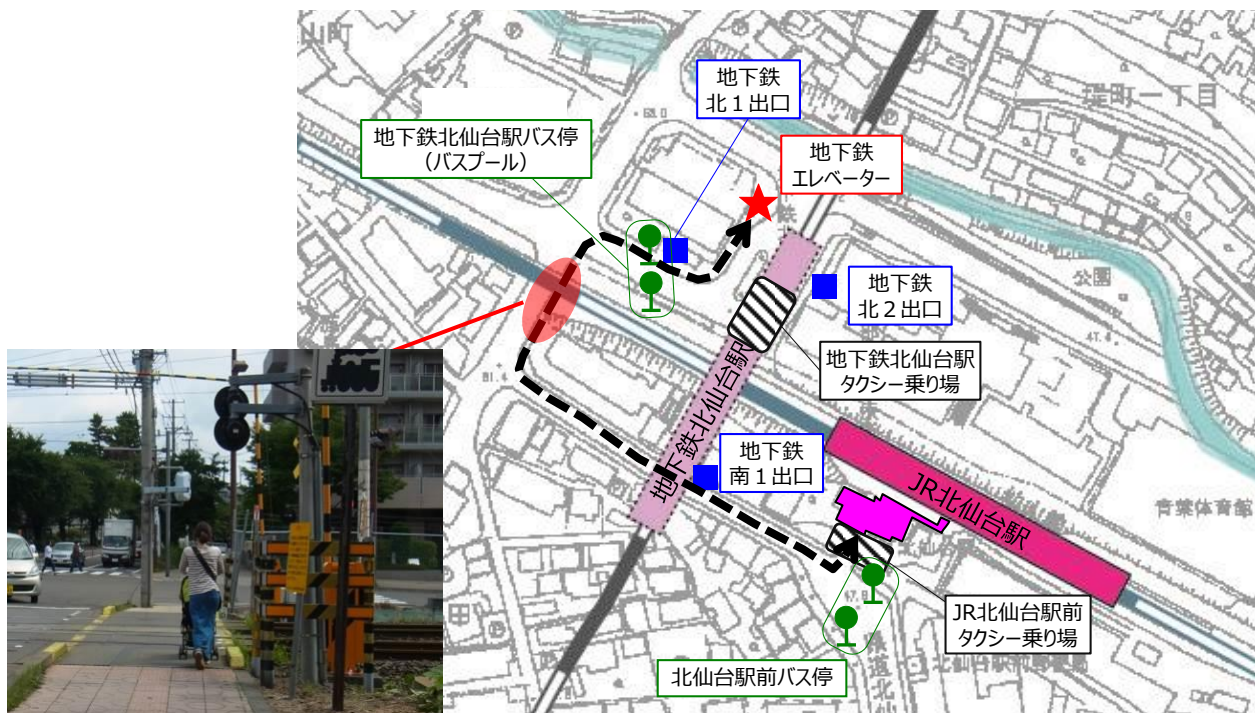
2つの鉄道駅の乗降者数は、平成23年度以降増加傾向であり、仙台市バリアフリー基本構想に位置付ける生活関連施設の要件（旅客施設：1日の乗降者数が3,000人以上）を上回る利用が確認されます。

また施設配置をみると、JRは線路の南側に、地下鉄は南北両側に出入口が配置されています。しかし、地上と地下階を結ぶエレベーターは線路北側にのみ配置されているため、JRと地下鉄の乗り換えにおいてエレベーターを利用する際は、迂回や線路の横断が必要となります。



※乗降者数は、平成26年度仙台市統計書の年間乗車人員のデータを各駅の乗者数と降者数は同じであると仮定の上、1日当たりのデータに換算し加工したものである。

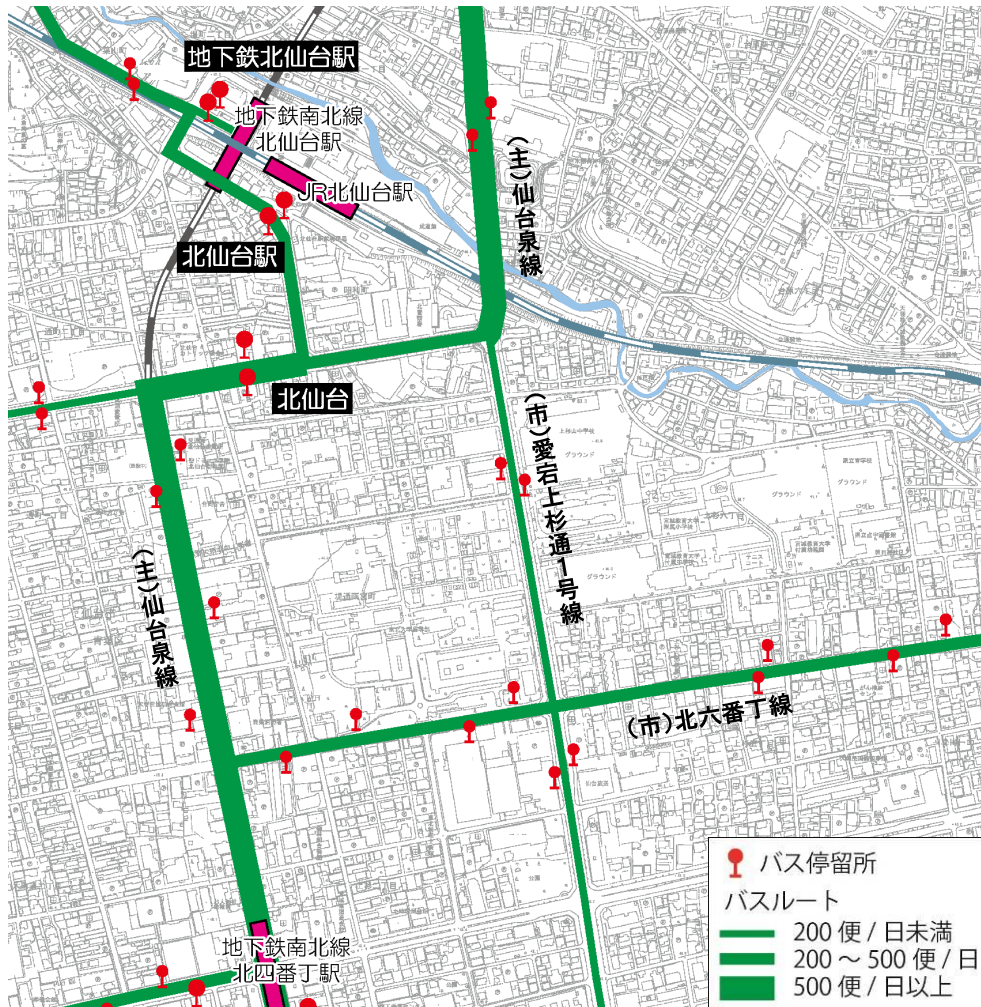
※平成22年度は、東日本大震災により、富沢～台原間で年間362日間（連休3日間を除く）で算定。



線路の横断

北仙台駅のJR⇄地下鉄の乗り換えルート

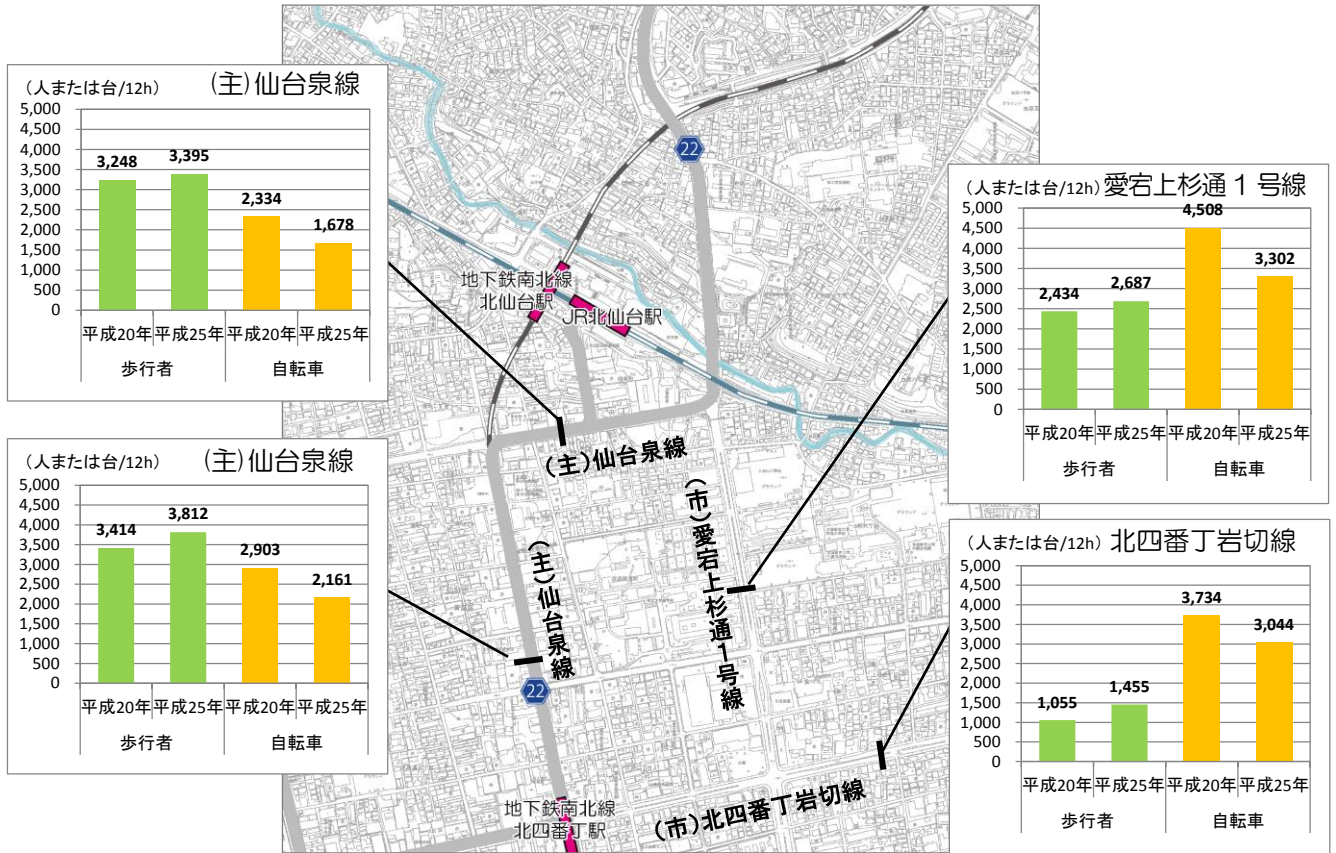
バスの運行に関しては、(主)仙台泉線、愛宕上杉通 1 号線、北六番町線等がバスルートになっています。北仙台駅周辺の停留所は、仙台駅～泉区方面のバスルート上に位置しており、200～500 便/日程度のバスが運行されています。



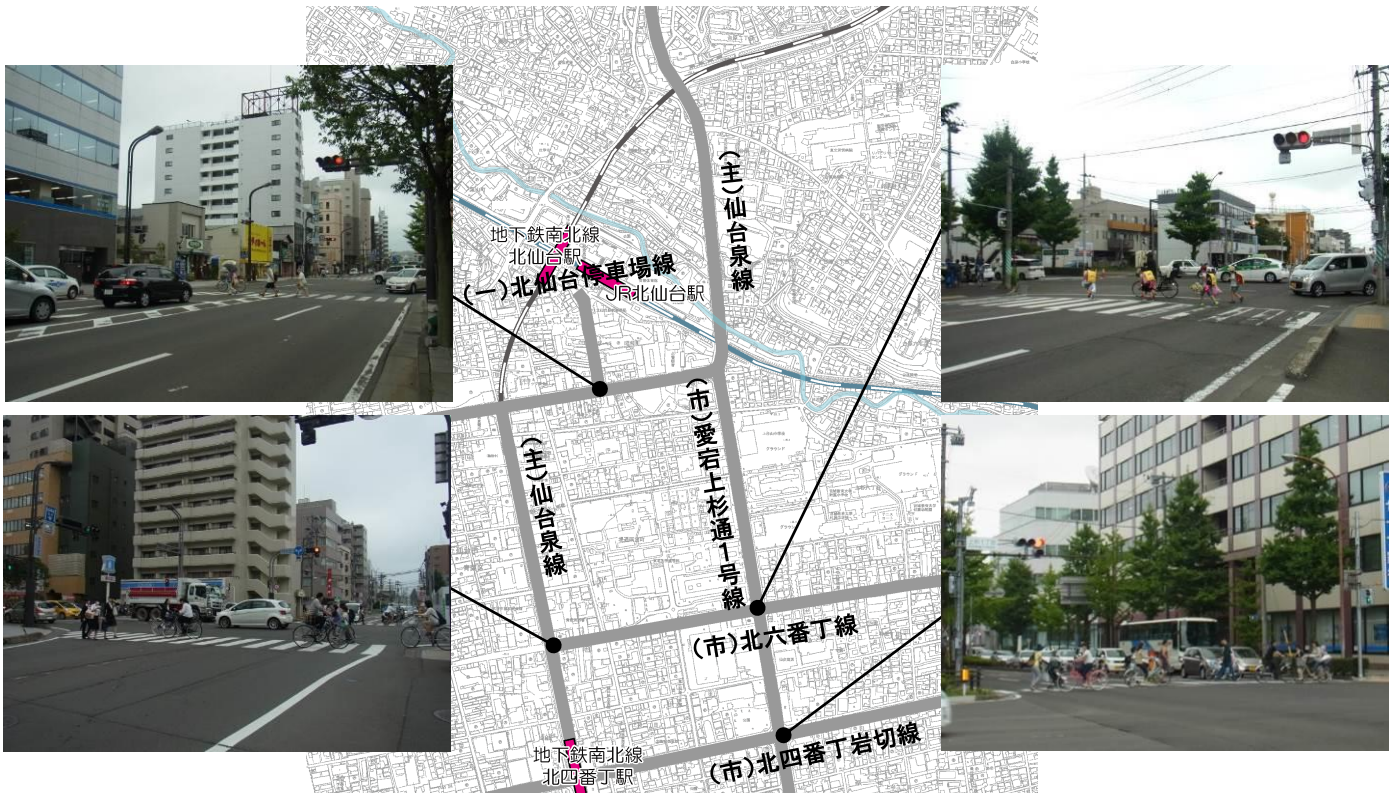
北仙台地区のバスルートおよびバス停留所位置図

(3) 歩行者・自転車の状況

歩行者より自転車交通量が多い箇所がみられます。また、多車線・広幅員の道路が区内を走っており、歩行者はそれらの横断が必要となります。



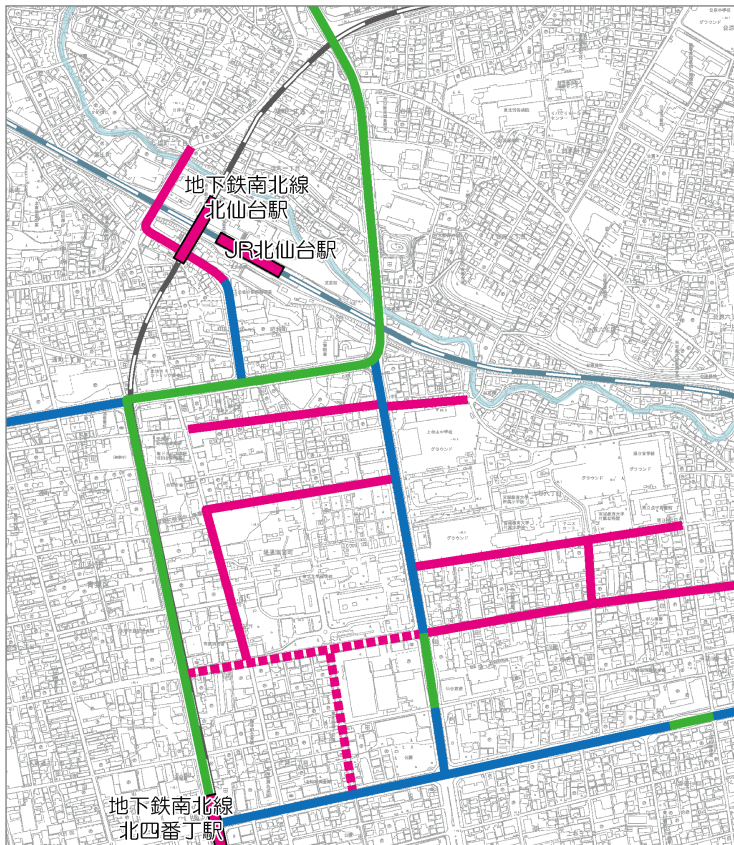
歩行者及び自転車の交通量



3車線以上の区間と歩行者横断の様子

(4) バリアフリー化の整備状況

北仙台地区のバリアフリー化の整備状況を以下に示します。



歩道の整備状況

- [歩道の整備状況]
- 自転車が行き通れる歩道【自転車通行部分の路面標示あり】
 - 自転車が行き通れる歩道【自転車通行部分の路面標示なし】
 - 原則として自転車が行き通れない歩道
- ※実線は点字誘導がある区間、破線は点字誘導がない区間
 ※道路の片側のみ上記路面標示がある場合も、路面標示ありと表記



信号機・エスコートゾーンの整備状況図

- 凡 例
- ★ エスコートゾーン
 - 視覚障害者用付加装置付信号
 - 音響式歩行者誘導装置付信号
 - 経過時間表示型信号
 - 視覚障害者・高齢者用押しボタン有
 - 歩車分離型信号
 - バリアフリー未対応信号

〈視覚障害者誘導用ブロックの整備状況の例〉



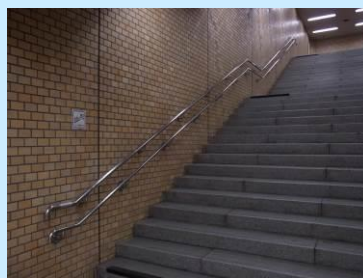
〈バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーンの整備状況の例〉



〈エレベーターの設置〉



〈2段手すりの整備〉



〈改善を検討する例〉

○点字誘導の分断が生じている



破損による分断①



破損による分断②

○バリアフリー化されているが改善を要する例



視認性が低い視覚障害者誘導用ブロック



違法駐輪による通行幅の減少

3. 北仙台地区における課題の整理

地区の概況やまち歩きワークショップの結果から、北仙台地区のバリアフリー化における課題を以下のとおり整理しました。

- ①周辺舗装と同系色で視認性の低い点字ブロックのように、バリアフリー化が済んでいる施設であっても、更に利用しやすい施設となるよう改善が必要である。
- ②交通量が多い広幅員道路を横断する歩行者の安全に配慮が必要である。
- ③北仙台駅等から宮城県立視覚支援学校への通学利用があることから、通学者の安全に配慮が必要である。
- ④JR 北仙台駅と地下鉄北仙台駅との乗り換えにおいて、エレベーターを利用すると迂回や線路の横断が生じるため、安全かつ快適に移動できる経路の確保について検討が必要である。

4. バリアフリー化の基本方針

(1) 基本理念と基本方針

全体構想の基本理念のもと、北仙台地区の特性、課題を踏まえ、北仙台地区におけるバリアフリーの基本理念、基本方針を以下のとおりとします。

【基本理念】

**仙台都心の北部に位置する生活を支えるまちとして、
地区内の都市機能を活かしながら、バリアフリーによる移動等円滑化を図り、
人々が交流し、快適に安心して生活できるまちの創出**

北仙台地区は、仙台都心の北部に位置し、地下鉄北仙台駅および JR 北仙台駅を有しているため交通の利便性が高く、さらに日常生活に必要な施設が多く立地しているなど、都心周辺の生活を支えるまちとなっています。

今後は、都心地域との連携を強化しながら、既存の良好な居住環境や都市機能を活かしつつ、バリアフリー化を推進する必要があります。

また、県内唯一の視覚支援学校が立地していることから、市民の理解と協力のもとに「心のバリアフリー」も推進し、快適に安心して生活できるまちを目指します。

【基本方針】

全体像：社会参加・自己実現の支援

ユニバーサルデザインの考え方を導入しながら、既存の都市機能を活かしながら誰もが快適で安心な生活環境の向上を図り、高齢者や障害者等が社会参加しやすいまちづくりを進めます。

北仙台地区は、地下鉄北仙台駅および JR 北仙台駅を有するなど、都心の北部の生活を支える施設が集積しています。北仙台駅周辺および仙台泉線等の沿線には、商業施設のほか、青葉体育館や宮城県立視覚支援学校も立地し、多くの人が行き交うまちとなっています。

こうした地区内において、高齢者や障害者等にとっても快適に安心して生活・移動できるよう、バリアフリー化を進めます。

ソフト施策：市民の支え合い、心のバリアフリー

北仙台地区に居住する市民だけでなく、地区への来街者にも高齢者や障害者等への理解を深め、ともに支え合う環境をつくり、バリアフリーに対する意識の向上を推進します。

北仙台地区は、都心地域に隣接していることに加え、青葉体育館などが立地していることもあり多くの人々が地区外から訪れています。

高齢者や多様な障害者等の移動等円滑化を実現するためには、北仙台地区に居住する市民だけでなく、地区外から訪れる来街者に対しても、バリアフリーの重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進します。

ハード施策：魅力的で安心・安全な機能集約型都市づくり

歩行者の安全確保や利便性の向上に必要な整備を行うとともに、整備済み箇所においても施設更新の機会をとらえながら、よりいっそうの改善に努め、魅力的で安心・安全なまちとなるようバリアフリー化を推進します。

北仙台地区では、交通量が多い広幅員道路が位置していることから、高齢者や多様な障害者等に配慮した安全確保が必要です。

地区の中心である北仙台駅周辺では、円滑な乗り換え、各施設への分かりやすい案内・誘導施設の充実により、利便性の向上に努めます。

また、整備済みの施設であっても、維持補修や更新の際に、さらに利用しやすい施設となるよう改善に努め、魅力的で安心・安全なまちづくりを推進します。

地下鉄北仙台駅とJR北仙台駅との乗り換えの利便性の向上については、関係者が互いに課題を共有し、バリアフリー化に必要な取組みについて、今後長期的に検討を行っていくものとします。

実施体制：市民力の発揮、市民・事業者・行政の協働

北仙台地区のバリアフリー化の推進に当たっては、地区外から訪れる来街者も含めた市民、事業者、行政が適切な役割分担のもと、連携・協働して取り組みます。

バリアフリー化の推進においては、ハード施策の実施とともに、市民の理解、連携・協働が重要です。都心地域に隣接し多くの人が行き交う北仙台地区では、様々な立場の人たちとの連携・協働のうえ継続したバリアフリー化の取り組みが必要です。

このため、市民が多様な障害等に関する正しい知識と理解を深め、一人ひとりができることを実行していく必要があります。また、事業者（各管理者）は、バリアフリー化のためのハード整備を実施するだけでなく、それぞれの事業内容に応じた心のバリアフリーに関する啓発活動等も実施します。行政はこうした活動の支援と推進を図る取り組みを進めます。

(2) 目標年次

目標年次については、段階的に事業の推進を図るため、平成32年度までとします。

5. 重点整備地区と生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の区域の設定

バリアフリー化を一体的に進める地区として重点整備地区を定めます。

旅客施設を中心とする徒歩圏に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する「生活関連施設」が集積している地区を、重点整備地区の区域として設定します。

なお、隣接する都心地域との移動のしやすさを高めることや、北仙台駅から北四番丁駅までの間に「生活関連施設」が点在していることにも留意した区域を設定します。

(2) 生活関連経路の設定

①設定の考え方

北仙台地区では、全体構想で定めた生活関連経路設定の考え方に基づく「より多くの人利用する経路」や「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」以外にも、宮城県立視覚支援学校との連続性や、隣接する都心地域への移動等に配慮し、生活関連経路を設定します。

また、利用者の視点も取り入れるため、高齢者、障害者等が参加した「まち歩き」（現地点検）やワークショップ等を実施しながら検討しました。

【全体構想における生活関連経路設定の考え方】

○より多くの人利用する経路を選定

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路などを優先的に選定します。

○生活関連施設相互のネットワークを確保

旅客施設とそれ以外の生活関連施設との経路はもとより、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡にも配慮し、重点整備地区内のネットワークが構成されるよう配慮します。同時に、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮します。

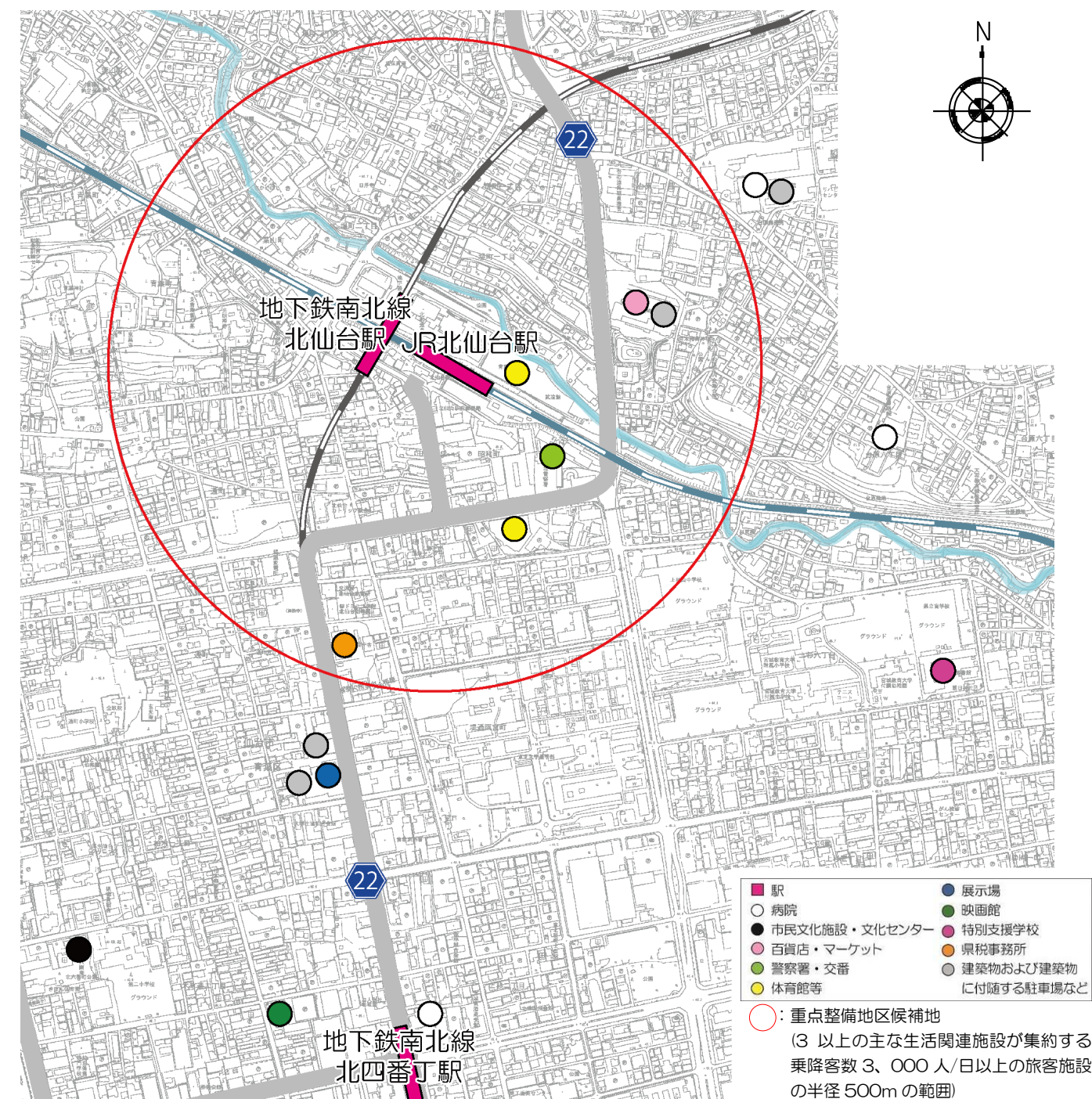
②生活関連施設の分布状況

全体構想で示されている要件に基づいた、北仙台地区の生活関連施設およびその分布状況は以下のとおりです。

- 生活関連施設が、地下鉄南北線の東側に偏在しています。
- 地下鉄北仙台駅から地下鉄北四番丁駅までの間に、生活関連施設が点在しています。
- 北仙台駅等に近接して宮城県立視覚支援学校があります。

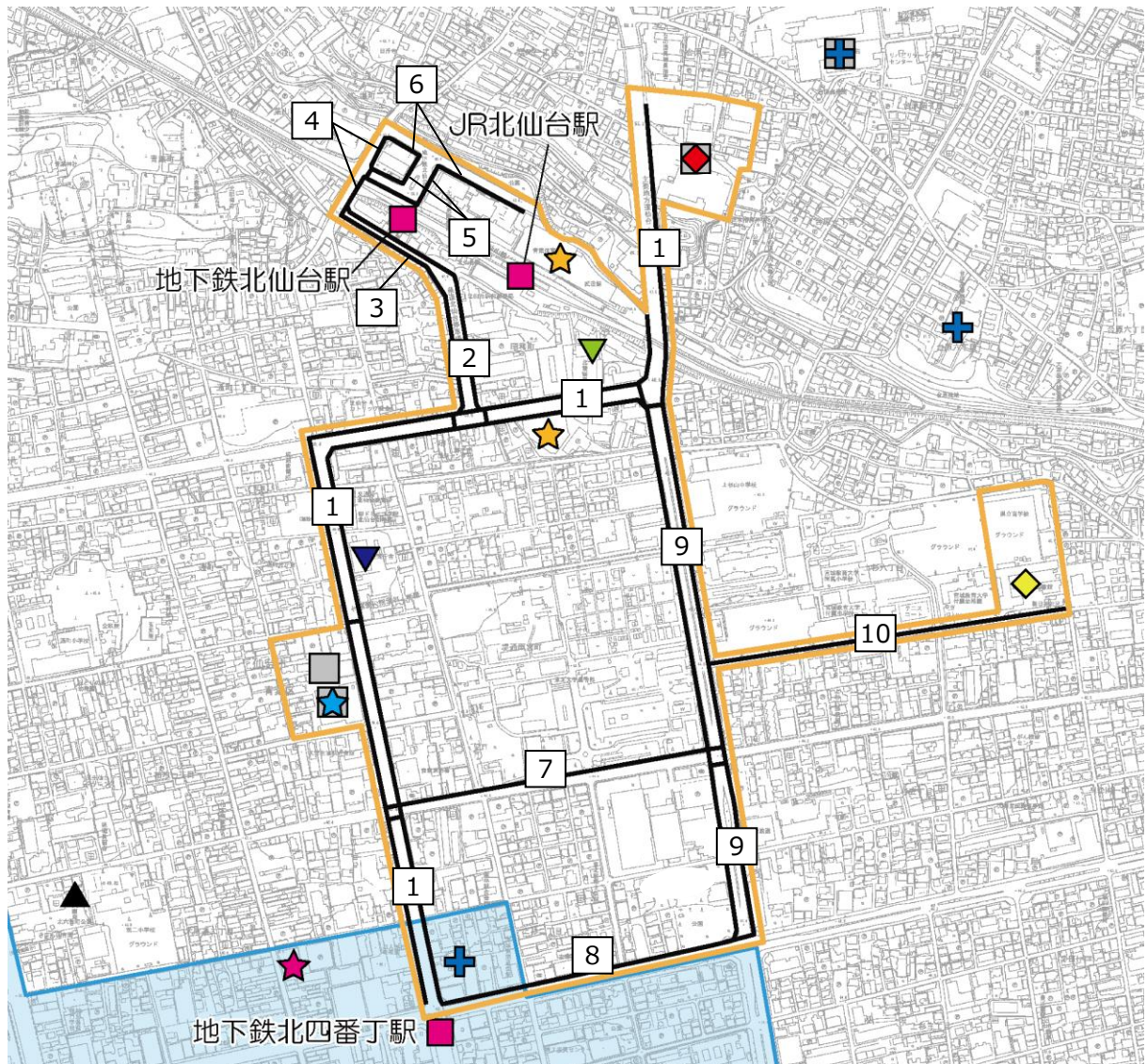
生活関連施設の要件と北仙台地区における分布状況

法・政令による施設分類	生活関連施設の要件	施設数
1) 旅客施設	乗降客数 3 千人/日以上	3
2) 特別支援学校 ((旧) 視覚、聴覚、養護学校)	全て	1
3) 病院	全て	3
4) 劇場、観覧場、映画館又は演劇場	全て (民間施設は 2,000 m ² 以上)	1
5) 集会場又は公会堂		1
6) 展示場		1
7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000 m ² 以上	1
8) ホテル又は旅館		0
9) 保健所、税務署等の官公署	窓口のある施設	2
10) 老人ホーム、福祉ホーム等高齢者、障害者等が利用するもの	拠点施設	0
11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等		0
12) 体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場	全て (民間施設は 2,000 m ² 以上)	2
13) 博物館、美術館又は図書館		0
14) 公衆浴場	2,000 m ² 以上	0
15) 飲食店		0
16) 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行等		0
17) 車両停車場、船舶・航空機発着場等旅客の乗降・待合いするもの	拠点施設	0
18) 自動車停留・駐車のための施設 (建築物の駐車場、建築物に付随する駐車場など)	500 m ² 以上	4
19) 公衆便所	全て	0
20) 公共用歩廊	全て	0
21) 特定公園施設 (都市公園)	近隣公園、地区公園、 総合公園、動物公園	0



(3) 北仙台地区の重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路

以下に、北仙台地区の重点整備地区と生活関連施設および生活関連経路を示します。



1) 旅客施設 ■ JR、地下鉄南北線	7) 百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	 重点整備地区（北仙台地区） 生活関連経路 重点整備地区（都心地区）
2) 特別支援学校 ◆	◆ その他の店舗	
3) 病院 +	9) 保健所、税務署等の官公署 ▼ 警察署	
4) 劇場、観覧場、映画館又は演劇場 ★ 映画館	▼ 県税事務所 ▼ 保険事務所	
5) 集会場又は公会場 ▲ 市民文化施設	12) 体育館、水泳場、ボート場、遊技場 ★ 体育館	
6) 展示場 ★	18) 自動車停留・駐車のための施設 ■ 建築物の駐車場、建築物に付随する 駐車場など	

北仙台地区における重点整備地区と生活関連施設および生活関連経路

【生活関連経路の概要】

主体	路線番号	道路種別	路線名	距離(m)	主な生活関連施設等	位置付け
仙台市	1	県道	仙台泉線	1,660	JR 北仙台駅、地下鉄北仙台駅、地下鉄北四番丁駅、仙台北警察署、仙台北県税事務所、青葉体育館、展示場、病院、商業施設	地区内の南北軸として、駅や公共施設、商業施設等へのアクセス機能とともに、地区内の主要動線としての役割を担う。
	2	県道	北仙台停車場線	190	JR 北仙台駅、地下鉄北仙台駅	駅と県道仙台泉線を連絡し、駅へのアクセス機能および駅から各施設へのアクセス機能を担う。
	3	市道	通町北仙台駅線	130	JR 北仙台駅、地下鉄北仙台駅	県道北仙台停車場線と市道堤町青葉町線を連絡し、駅へのアクセス機能を担う。
	4	市道	堤町青葉町線	130	JR 北仙台駅、地下鉄北仙台駅	市道通町北仙台駅線と市道堤町一丁目1号線、市道上杉山通東仙台（その2）線を連絡し、駅へのアクセス機能を担う。
	5	市道	堤町一丁目1号線	140	地下鉄北仙台駅、青葉体育館	市道堤町青葉町線と市道上杉山通東仙台（その2）線を連絡し、駅や青葉体育館へのアクセス機能を担う。
	6	市道	上杉山通東仙台（その2）線	210	地下鉄北仙台駅、青葉体育館	市道堤町一丁目1号線や市道堤町青葉町線と連絡し、駅や青葉体育館へのアクセス機能を担う。
	7	市道	北六番丁線	470	展示場、病院	県道仙台泉線と市道愛宕上杉通1号線を連絡し、東西軸として、地区内の主要動線としての役割を担う。
	8	市道	北四番丁岩切線	440	地下鉄北四番丁駅、病院、宮城県立視覚支援学校	地区南側の東西軸として、駅や病院等へのアクセス機能とともに、地区内の主要動線としての役割を担う。
	9	市道	愛宕上杉通1号線	760	JR 北仙台駅、地下鉄北仙台駅、地下鉄北四番丁駅、宮城県立視覚支援学校	地区東側の南北軸として、地区内の主要動線としての役割とともに、北仙台駅方面および北四番丁駅方面と視覚支援学校間のアクセス機能を担う。
	10	市道	北七番丁2号線	500	宮城県立視覚支援学校	市道愛宕上杉通1号線と連絡し、視覚支援学校へのアクセス機能を担う。

6. 特定事業の内容

重点整備地区内においては、各事業者が本地区別構想に沿って事業計画を作成し、生活関連施設や生活関連経路等の事業を実施します。また、事業実施にあたっては、各種基準（仙台市ひとにやさしいまちづくり条例等）やガイドライン及びワークショップの意見を考慮し、バリアフリー化を推進します。

ワークショップでは、バリアフリーに関する基本的な意見とともに、北仙台地区特有の意見もあり、特定事業は、これらの観点も踏まえて実施します。

【ワークショップにおける意見の例】

北仙台地区全体に関して

○公共施設において、案内板の内容や配置が分かりにくいので、改善が必要

個別施設・設備に求めること

○舗装は滑りにくい素材で整備

○聴覚障害者にも分かりやすい緊急時の情報提供に配慮

○視覚障害者誘導用ブロックは、連続性を確保した設置とし、色や素材にも配慮

○信号機は、音響式や残りの青時間等を知らせるタイプのものを整備

○駅構内の各施設は、多様な障害者の利用に配慮して整備

市民の理解・意識向上に係る意見

○バリアフリーに関する市民の理解や協力が必要

○余裕を持って行動する、気を付けて歩く等、当事者自身の心がけも必要

(1) 公共交通特定事業

①事業の基本的な考え方

公共交通特定事業は、旅客施設や車両の整備に関する事業を推進します。

②事業方針と留意すべき内容

方針	内容
利用者が円滑に移動等しやすい経路、改札口等の整備を図ります。	○駅構内の出入口から改札口の経路について、車いすの通行しやすい確保に努めます。
利用者がわかりやすい標識、主要設備配置案内の整備を図ります。	○利用者にわかりやすい情報を提供できるよう、案内サインの設置・改善に努めます。 ○視覚障害者が安全に歩行できる視覚障害者誘導用ブロックの設置や、必要な施設への点字の表示に努めます。 ○緊急時・災害時の情報の提供（電光掲示板等）に努めます。
その他旅客施設などの設備の利便性と安全性の向上を図ります。	○安全で利用しやすい施設・設備（エレベーター、券売機、椅子等）の整備に努めます。

※上記事業方針の他に、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（平成 18 年国土交通省令第 111 号）」等に基づく取組みを進める。

(2) 道路特定事業

①事業の基本的な考え方

道路特定事業は、歩道、上下移動施設、経路における案内標識等の移動円滑化のために必要な施設の設置、歩道の拡幅、路面構造の改善等に関する事業を推進します。

②事業方針と留意すべき内容

方 針	内 容
利用者が安全かつ安心して利用できる歩道のバリアフリー構造を確保します。	○歩道の補修時に、路面上の段差や沿道出入口部の勾配等を改善するよう努めます。 ○既存の歩道空間内で、できるだけ有効幅員を確保するよう努めます。 ○透水性舗装等、滑りにくく、歩きやすい舗装とするよう努めます。 ○駅出入口、エレベーターへの動線について、円滑な移動が可能となるよう、段差や勾配の解消に努めます。
視覚障害者が安全で安心できる歩行空間を整備します。	○視覚障害者誘導用ブロックは、できるだけ連続性を確保するよう設置するとともに、安全で適切な配置となるよう、整備・改善に努めます。
利用者がわかりやすい施設案内や情報提供を進めます。	○利用者がわかりやすい情報を提供できるよう、案内サインの設置・改善に努めます。
歩行者の円滑な移動を確保するため、放置自転車や不法占用物件の継続的な指導、啓発に努め、撤去強化も図ります。	○放置自転車や看板等の不法占用物件の継続的指導、啓発活動に努めるとともに、撤去も行いながら歩行空間における放置自転車や不法占用物件の防止に努めます。

※上記事業方針の他に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）」等に基づく取組みを進める。

(3) 路外駐車場特定事業

①事業の基本的な考え方

路外駐車場特定事業は、車いす利用者用駐車場の設置とともに、出入り口から当該駐車場を結ぶ経路の移動円滑化に関する事業を推進します。

②事業方針と留意すべき内容

方 針	内 容
車いす利用者が安全かつ安心して利用できる車いす利用者用駐車場の設置に努めます。	○車いす利用者駐車場は、できるだけ近い位置に設置するように努めます。 ○看板、路面標示などにより、車いす利用者用駐車場の位置をわかりやすく表示することに努めます。 ○出入り口から車いす利用者用駐車施設を結ぶ経路は、広い幅、緩い勾配など、円滑に利用できるよう努めます。

※上記事業方針の他に、「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（平成 18 年国土交通省令第 112 号）」等に基づく取組みを進める。

(4) 建築物特定事業

本市の市域内の建築物は、「バリアフリー新法」の基準のほかに、仙台市が平成 8 年に施行し、新法の規定による成果の一層の充実を図ることを基本とする独自のバリアフリー制度である「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」によりバリアフリー推進を図っています。

また、他の地区からの来訪者が多い建築物については、高齢者や障害者等の多様な利用者が来訪しやすい案内・誘導施設の設置又は改善に努めます。

今後とも、建築主等の理解と協力を得ながら、バリアフリー新法と、本市独自の制度を連携して活かしながら、建築物のバリアフリー化を推進していきます。

(5) 交通安全特定事業

①事業の基本的な考え方

交通安全特定事業は、高齢者や障害者等誰もが安全な歩行を確保するため、信号機に関する事業や道路標識等の案内・誘導施設に関する事業を推進します。

また、車両の交通規制や違法駐車取締り強化等に関する事業を推進します。

②事業方針と留意すべき内容

方針	内容
交差点において安全にかつ安心して道路横断できるバリアフリー対応型信号機の設置を図ります。	○音や音声により視覚障害者に知らせる装置の設置に努めます。 ○高齢者等感应式信号（押しボタン）や歩行者経過時間表示機能装置の適切な設置に努めます。
安全性向上のため、道路標識・標示の改善を図ります。	○道路標識の夜間の視認性を高めた高輝度標識や夜間照明装置標識の設置に努めます。 ○エスコートゾーンの適切な設置に努めます。
交通規制の強化、バリアフリーに関する教育・啓発活動の実施を図ります。	○違法駐車取締りの強化に努めます。 ○流入車両や速度抑制対策に努めます。 ○自転車の走行ルールの遵守、マナー向上の啓発活動に努めます。 ○交通安全に関する啓発活動に努めます。

※上記事業方針の他に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成 18 年国家公安委員会規則第 28 号）」等に基づく取り組みを進める。